

寒川町告示第41号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づく協議を行い藤沢市と寒川町との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する規約の一部を改正したので、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月1日

寒川町長 木村俊雄